

第 91 号議案

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の件  
 執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 11 月 28 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関に関する条例（昭和 31 年 11 月 条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前														
<p>別表（第 1 条関係）</p> <p>(1) 市長の附属機関（次号及び第 3 号の表に規定する附属機関を除く。）</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">附属機関</th> <th style="text-align: center;">担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">神戸市指定難病審査会</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	附属機関	担任する事務	[略]	[略]	神戸市指定難病審査会	[略]	<p>別表（第 1 条関係）</p> <p>(1) 市長の附属機関（次号及び第 3 号の表に規定する附属機関を除く。）</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">附属機関</th> <th style="text-align: center;">担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">神戸市指定難病審査会</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">神戸市役所本庁舎 2 号館再整備事業者選</td> <td style="text-align: center;">神戸市役所本庁舎 2 号館の再整備に係る事業者</td> </tr> </tbody> </table>	附属機関	担任する事務	[略]	[略]	神戸市指定難病審査会	[略]	神戸市役所本庁舎 2 号館再整備事業者選	神戸市役所本庁舎 2 号館の再整備に係る事業者
附属機関	担任する事務														
[略]	[略]														
神戸市指定難病審査会	[略]														
附属機関	担任する事務														
[略]	[略]														
神戸市指定難病審査会	[略]														
神戸市役所本庁舎 2 号館再整備事業者選	神戸市役所本庁舎 2 号館の再整備に係る事業者														

(2)～(4) [略]	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="906 226 1155 488">定委員会</td> <td data-bbox="1155 226 1458 488">の選定に関する 事項についての 調査審議に關す る事務</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="906 488 1458 580">(2)～(4) [略]</td> </tr> </table>	定委員会	の選定に関する 事項についての 調査審議に關す る事務	(2)～(4) [略]	
定委員会	の選定に関する 事項についての 調査審議に關す る事務				
(2)～(4) [略]					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

神戸市役所本庁舎 2 号館再整備事業者選定委員会の廃止に当たり、条例を改正する必要があるため。